

甲 府 市 公 報

第 1345 号

発行所 甲 府 市 役 所
 発行人 甲 府 市
 (毎月 5 日 発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日)
 印刷所 サンニチ印刷
 甲府市北口二丁目 6 番 10 号

目 次

[条 例]

甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	465
甲府市入学準備金融資産条例の一部を改正する条例	465
甲府市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例	466
甲府市風致地区条例の一部を改正する条例	467
甲府市景観条例の一部を改正する条例	467
甲府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 及び甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例	468

[規 則]

甲府市職員住居手当支給規則の一部を改正する規則	470
甲府市宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則	471
甲府市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則	471

[告 示]

予防接種実施公告	472
市立甲府病院診療費用等に係る一部未収金の収納事務	

を委託した旨の告示	473
入札告示	473
住民票を職権消除した者の公示	474
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	474
建築基準法による一団地の区域等の公告	474
入札告示 (6 件)	474
国民健康保険料納入通知書公示送達	487
開発行為に関する工事の完了公告	487
市民税・県民税納税通知書公示送達	487
国民健康保険被保険者証無効告示	488
広告物等を保管した旨の公告	488
開発行為に関する工事の完了公告 (2 件)	488
平成 23 年度補正予算の公表	489
農業振興地域整備計画の変更公告	489
甲府市職員採用試験実施公告	489
入札告示 (7 件)	489
開発行為に関する工事の完了公告	500
介護保険被保険者証無効告示	500
都市計画事業認可図書縦覧告示	500
開発行為に関する工事の完了公告	501

甲府市山宮町土地区画整理組合の理事の氏名等の告示	501
人事行政運営状況の公表	501
国民健康保険料督促状公示送達	501
建築基準法による一団地の区域等の公告	502
指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定公示	502

[教 育 委 員 会]

甲府市入学準備金融資産条例施行規則の一部を改正する規則	502
-----------------------------	-----

[選 挙 管 理 委 員 会]

選挙人名簿登録者総数の 3 分の 1、50 分の 1 及び 6 分の 1 の数の告示	503
公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨の公表	503
玉諸土地改良区総代総選挙の執行告示	503
玉諸土地改良区総代総選挙における選挙長、その職務代理者及び選挙立会人の選任告示	503
玉諸土地改良区総代総選挙における投票用紙を定める	

告示…………… 503

[農 業 委 員 会]

甲府市農業委員会 9 月定例総会招集公告…………… 504

[上 下 水 道 局]

甲府市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規
程…………… 505

下水道工事指定店の指定告示…………… 505

指定給水装置工事事業者の指定告示…………… 505

入札告示…………… 505

公共下水道の供用開始公告…………… 507

入札告示（5 件）…………… 507

[任 免 辞 令]

市長事務部局…………… 515

条例

甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第17号

甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

甲府市職員退職手当支給条例（昭和25年10月条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「又は国家公務員（）」を「、国家公務員（）」に改め、「者をいう。以下同じ。）」の次に「又は国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）に勤務する職員」を加え、同項ただし書中「地方公共団体等」を「地方公共団体若しくは国」に、「又は特定地方独立行政法人」を「、特定地方独立行政法人」に改め、「基準をいう。以下同じ。）」の次に「又は国立大学法人の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第63条第2項に規定する基準をいう。）」を加える。

附則第9項中「（平成15年法律第112号）」及び「同法第2条第1項に規定する」を削り、「同条第3項」を「同法第2条第3項」に改める。

附則第10項中「（平成11年法律第103号）」を削る。

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

甲府市入学準備金融資産条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第18号

甲府市入学準備金融資産条例の一部を改正する条例

甲府市入学準備金融資産条例（昭和62年12月条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項各号列記以外の部分中「償還期間」の次に「（次項に規定する元金据置期間を含む。）」を加え、同項第3号ア中「48月」を「84月」に改め、同号イ中「96月」を「120月」に改め、同条第2項中「償還期間内において1年間の据置期間」を「融資を受けた日の属する月から当該融資に係る高等学校等又は大学等の正規の修業年限（当該修業年限が4年を超える場合には、4年）が満了する日の属する月までの期間内において元金据置期間」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市入学準備金融資産条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る融資について適用し、同日前の申請に係る融資については、なお従前の例による。

甲府市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第19号

甲府市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

甲府市地方卸売市場業務条例（平成22年12月条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第2条の2 市場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者の業務）

第2条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の使用の指定及び許可に関する業務
- (2) 市場施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

第18条第5項中「（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）」を削る。

第43条第1項及び第47条第1項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第48条第1項中「市長」を「市長及び指定管理者」に改め、同条第3項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第49条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第50条の見出し中「開設者による」を削り、同条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第56条並びに第59条第1項及び第2項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第62条中「は、市長」を「は、指定管理者」に改める。

第63条、第83条及び第84条第2項中「市長」を「指定管理者」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

甲府市風致地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第20号

甲府市風致地区条例の一部を改正する条例

甲府市風致地区条例（平成16年3月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「堆積」を「堆積」に改め、同条第2項第12号中「堆積」を「堆積」に改め、同項第13号ウ中「有線放送電話業務又は有線放送業務」を「又は有線一般放送の業務」に、「有線放送業務の」を「有線一般放送の業務の」に改め、同条第3項第3号を次のように改める。

(3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

第3条第1号中「勾配」を「勾配」に改め、同条第21号を削り、同条第22号中「放送事業」を「基幹放送の業務」に改め、同号を同条第21号とし、同条第23号から第30号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第1項第8号ア中「地貌」を「地貌」に改め、同項第10号中「堆積」を「堆積」に改める。

附 則

- 1 この条例中第2条第3項第3号の改正規定は平成23年10月1日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。
- 2 放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされる規定の適用を受ける者の行う同法附則第2条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）第2条に規定する有線放送電話業務に係る行為については、この条例による改正後の第2条及び第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

甲府市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第21号

甲府市景観条例の一部を改正する条例

甲府市景観条例（平成20年12月条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 景観形成に関する基本的施策等（第7条～第10条）

第3章 景観計画（第11条～第17条）

第4章 行為の制限等（第18条～第24条）

第5章 市民等による景観形成に資する活動の促進（第25条～第27条）

第6章 雑則（第28条）

附則

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

「第4章 景観計画区域内における行為の制限等」を「第4章 行為の制限等」に改める。

第5章を削る。

第4章中第22条を第24条とし、第21条を第23条とし、同条の前に次の1条を加える。

（指導等）

第22条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、景観形成のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、規則で定めるところにより、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うこ

とができる。

第20条の見出しを「(届出を要しない行為に係る景観計画への適合)」に改め、同条を第21条とする。

第19条第1項中「景観計画区域内において法第16条第1項第1号又は第2号」を「法第16条第1項」に改め、同条を第20条とする。

第18条の見出しを「(届出を要しない行為)」に改め、同条第2号中「第9条第3項」を「第10条第3項」に、「第13条第3項又は第14条第3項」を「第20条第3項又は第21条第3項」に、「第26条第1項」を「第33条第1項」に改め、同条第8号中「指定され、又はその区域が拡張された」を「指定された」に改め、同条に次の3号を加え、同条を第19条とする。

(9) 法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為(同項第2号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物に係る行為に限る。)で規則で定める規模を超えないもの(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の規模が規則で定める規模を超えないもの)

(10) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(11) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う行為

第4章中第19条の前に次の1条を加える。

(届出を要する行為)

第18条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、屋外における物品の集積又は貯蔵で、その高さ又はその用に供される土地の面積が規則で定める規模を超えるものとする。

第6章中第27条を第25条とし、第28条を第26条とし、第29条を第27条とする。

第6章を第5章とする。

第7章中第30条を第28条とする。

第7章を第6章とする。

第8章を削る。

附 則

この条例は、平成23年12月1日から施行する。

甲府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第22号

甲府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(甲府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 甲府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年12月条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「名称、」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

水道事業

給水区域	給水人口	1日最大給水量
甲府市(塔岩町、竹日向町、高成町、川窪町、御岳町、高町、猪狩町、草鹿沢町、黒平町、梯町及び古関町を除く。) 甲斐市(長塚、大下条(字中河原の一部、字泉尻の一部及び字上河原の一部を除く。)、中下条、島上条、天狗沢、大久保、境及び牛匂に限る。) 中央市(井之口、若宮、西新居、中楯、成島、極楽寺、乙黒、下河東、	27万6,900人	16万9,680立方メートル

町之田、一町畑、上三條及び下三條に限る。) 昭和町

(甲府市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 甲府市水道事業給水条例(平成9年12月条例第67号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出し及び同条第1項中「甲府水道の」を削る。

第23条の2の見出し中「中道水道」を「中道地区」に改め、同条第1項中「中道水道の」を「前条の規定にかかわらず、給水区域のうち右左口町、心経寺町、中畑町、上向山町、下向山町、白井町、上曾根町及び下曾根町の区域(以下「中道地区」という。)における」に改める。

第29条第2項中「給水区域ごとに」及び「各号の」を削り、「当該」を「同表の」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

メーターの口径	加入金の額
13ミリメートル	80,000円
20ミリメートル	160,000円
25ミリメートル	400,000円
40ミリメートル	800,000円
50ミリメートル	1,200,000円
75ミリメートル	3,200,000円
100ミリメートル	6,000,000円
150ミリメートル	12,000,000円
200ミリメートル	27,000,000円

第29条第3項中「、甲府水道にあつては」を削り、「当該」を「同表の」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前2項の規定にかかわらず、中道地区における加入金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、改造する場合の加入金の額にあつては、申込みの口径に係る加入金の額と申込み前の口径に係る加入金の額との差額とする。

メーターの口径	加入金の額
13ミリメートル	150,000円
20ミリメートル	200,000円
25ミリメートル	300,000円
25ミリメートル超	管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

規則

甲府市職員住居手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年9月28日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第18号

甲府市職員住居手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市職員住居手当支給規則（昭和49年12月規則第75号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第24条の3第1項第1号」を「第24条の3第1項」に改め、同条第2号中「配偶者（）」を「職員の扶養親族たる者（条例第20条に規定する扶養親族で条例第22条の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（）」に改め、「含む。以下」の次に「この号において」を加え、「（条例第20条に規定する扶養親族で条例第22条の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）」及び「及び次条第2号に掲げる住宅」を削る。

第3条及び第4条を削る。

第5条第1項中「、住居の所有関係等」を削り、「額、住宅の所有関係等」を「額等」に改め、同条を第3条とし、第6条を第4条とする。

第7条中「第5条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条を第5条とする。

第8条第1項中「第5条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条を第6条とする。

第9条を第7条とし、第10条を第8条とする。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第3条関係）

住 居 届

□新規・□転居・□契約関係の変更（更新を含む。）・家賃額の改定

□支給要件の喪失・□その他（ ）

年 月 日 提出

(あて先) 任命権者	所 属		氏 名 (フリガナ) 印	所 属 長 印	庶務担当課印
	職 名				
	職員番号				
	電話番号				
契約年月日 年 月 日			住宅への入居日 年 月 日		
契約期間 年 月 日 ～ 年 月 日			住宅の種類 <input type="checkbox"/> 借家・ <input type="checkbox"/> 借間・ <input type="checkbox"/> まかない付下宿・ <input type="checkbox"/> 自宅		
住宅の所在地 〒					
電話番号					
住宅所有者		続柄 ()	住所		
住宅の貸主		続柄 ()	住所		
住宅の名義上の借主 <input type="checkbox"/> 本人・ <input type="checkbox"/> 扶養親族(続柄)・ <input type="checkbox"/> 共同名義人がいる。()					
家賃等月額 _____ 円 (年 月 日から)			左記家賃等月額には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金を含む。 (光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等を含む。(まかない付下宿代)		
借家・借間 家賃額は、_____円であると算定する。 年 月分より、住居手当月額を_____円支給する。 年 月 日					
備 考				給与担当者	人事課長
				給与係長	

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

甲府市宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月28日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第19号

甲府市宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市宅地開発事業の基準に関する条例施行規則（平成13年5月規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「搾乳施設」を「搾乳施設」に改め、同条第2号中「堆肥舎」を「堆肥舎」に改める。

第3条第5号中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改め、同条第9号中「放送事業」を「基幹放送の業務」に改める。

第5条第2項の表造成計画平面図の項中「勾配」を「勾配」に改める。

附 則

この規則中第3条第5号の改正規定は平成23年10月1日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

甲府市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月28日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第20号

甲府市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

甲府市障害者自立支援法施行細則（平成18年9月規則第69号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

居宅介護	【 身体介護	家事援助	乗降介助	通院等介助	】				
重度訪問介護	行動援護	療養介護	生活介護	児童ケア・イース	短期入所				
重度障害者等包括支援		共同生活介護（ケアホーム）		施設入所支援					

を

居宅介護	【 身体介護	家事援助	乗降介助	通院等介助	】	重度訪問介護			
同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	児童ケア・イース	短期入所				
重度障害者等包括支援		共同生活介護（ケアホーム）		施設入所支援					

に、

2 利用者負担の減免の申請 ※事実の確認のできる書類を添付して申請すること。

申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。（当てはまるものに○をつけてください。） 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の年間の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの 4 市町村民税課税世帯（障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満）に属する者 5 上記の1から4までのいずれにも該当しない者	を
	<input type="checkbox"/> II 医療型個別減免に関する認定 下記のいずれにも当てはまるため、医療型個別減免を申請します。 【20歳以上の方】 【20歳未満の方】 1 療養介護利用者であること。 1 療養介護利用者であること。 2 市町村民税非課税世帯の者	
	<input type="checkbox"/> III 特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（入所施設の食事軽減措置） 下記のいずれにも当てはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 【20歳以上の方】 【20歳未満の方】 1 施設入所者（注）であること。 1 施設入所者（注）であること。 2 市町村民税非課税世帯の者	
	<input type="checkbox"/> IV 生活保護への移行予防措置に関する認定 生活保護への移行予防措置を申請します。	

告示

甲府市告示第300号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年厚生省第197号）第5条の規定により公告する。

平成23年9月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 実施内容（平成23年9月分）

種 類	対 象 者		場 所
B C G	生後6月未満		指定 医療機関 (別掲)
ジフテリア 百日咳 破傷風 (DPT)	第1期初回	生後3月から90月未満の者	
	第1期追加		
ジフテリア 破傷風 (DT トキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者	
麻しん風しん混合 (M R)	第1期	生後12月から24月未満の者	
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、 小学校就学前の1年間にある者	
	第3期	平成10年4月2日から平成11 年4月1日の間に生まれた者（中 学1年生相当）	
麻しん単独 風しん単独	第4期 ^{*1}	平成5年4月2日から平成7年4 月1日の間に生まれた者（高校2 年生、高校3年生相当）	
	第1期初回	生後6月から90月未満の者	
日本脳炎	第1期追加	生後6月から90月未満の者	
	第2期	9歳以上13歳未満の者	
	特例 ^{*2}	平成7年6月1日から平成19年 4月1日の間に生まれた者	

※1 ただし、平成6年4月2日から平成7年4月1日の間に生まれた者（高校2年生相当）については、修学旅行や学校行事としての研修旅行で海外に行くなど、特段の事情がない場合は、高校3年生相当になる年度に接種するものとする。

※2 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防

定率負担減免措置 特例補足給付
※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。
(注) 対象となる施設は、旧法施設支援（療養・更生・授産入所）及び介護給付費の対象となる入所の障害者支援施設

2 利用者負担の減額・免除等の申請

申請する減額・免除等の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。（当てはまるものに○をつけてください。） 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の年間の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの 4 市町村民税課税世帯（障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満）に属する者 5 上記の1から4までのいずれにも該当しない者
	<input type="checkbox"/> II 医療型個別減免に関する認定 下記のいずれにも当てはまるため、医療型個別減免を申請します。 【20歳以上の方】 【20歳未満の方】 1 療養介護利用者であること。 1 療養介護利用者であること。 2 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者
	<input type="checkbox"/> III 施設入所者（注）に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（入所施設の食費等軽減措置） 下記のいずれにも当てはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 【20歳以上の方】 【20歳未満の方】 1 施設入所者であること。 1 施設入所者であること。 2 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者 (注) 対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設（障害者支援施設、特定旧法指定施設）
	<input type="checkbox"/> IV グループホーム等入居者（注）に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（家賃軽減措置） 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯に当てはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 (注) 対象事業所は、共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）
	<input type="checkbox"/> V 生活保護への移行予防措置に関する認定 生活保護への移行予防措置を申請します。 <input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 特例補足給付 ※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

に改

める。

第2号様式中「医療型個別減免・補足給付」を「医療型個別減免、補足給付（施設入所者に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

接種を完了できなかった者への救済措置。

2 予防接種を受けることが適当でない人

- (1) 明らかに発熱のある人
- (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
- (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことのある人
- (4) その他医師が不適当な状態と判断した場合

(別紙省略)

甲府市告示第301号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、市立甲府病院の診療費用等に係る一部の未収金の収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第一項の規定により告示する。

平成23年9月1日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 委託する相手方

名 称 弁護士法人 舘野法律事務所
所在地 東京都渋谷区渋谷2-16-8 南雲ビル4階
代表者氏名 弁護士 舘野 完

2 委託開始日

平成23年9月1日

3 委託する事務の範囲

原則として未収発生から1年以上経過した医業未収金の管理回収事務

甲府市告示第302号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年9月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象物品

- (1) 入札番号 第1277号

- (2) 物件名 障害者用特殊浴槽及び塩素殺菌ユニット他
- (3) 品質・規格・数量など 入札説明書による
- (4) 納入期限 入札説明書による
- (5) 納入場所 入札説明書による
- (6) 予定価格 公表しない
- (7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者。

- (1) 山梨県内に本店または営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がない者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年9月5日（月）～平成23年9月15日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号（甲府市役所相生仮本庁舎）
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成23年9月5日（月）～平成23年9月15日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号（甲府市役所相生仮本庁舎）
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年9月30日（金）午後1時30分
- (2) 場 所 甲府市役所相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第303号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により公示する。

平成23年9月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

(別紙省略)

甲府市告示第304号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。
なお、次のとおり閲覧に供する。

平成23年9月6日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 農用地利用集積計画の閲覧場所

甲府市増坪町791-1
甲府市産業部農林振興室農業振興課

2 農用地利用集積計画の閲覧期間

告示の日から2週間

甲府市告示第305号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項に規定する「一敷地内認定建築物」以外の建築物の設計を次のとおり認定したので、同条の2第6項の規定により公告する。

その計画書は、都市建設部計画指導室建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成23年9月6日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 対象区域 甲府市富士見一丁目821-3、821-4、821-5、
821-6、821-7、825、825-2、832-1、
832-4、833-1、833-7、833-8
- 2 対象区域面積 8696.52㎡

甲府市告示第306号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札（総合評価落札方式）を執行する。

平成23年9月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 合併(土木)21号
- (2) 工事名 ①道路改良工事(金塚西(1)線)(第二工区)
②下水構造物調整補修工事(その9)
③(街路-20)配水管布設工事
- (3) 工事場所 甲府市千塚三丁目地内
- (4) 工期 平成24年3月13日まで
- (5) 工事概要 ①ボックスカルバート工 11.0m、PL側溝2型A 115.0m、PL側溝2型B 65.0m、自由勾配側溝工(A)B300-H400 131.0m、自由勾配側溝工(A)B300-H400横断用 11.0m、自由勾配側溝工(A)B600-H900 12.0m、自由勾配側溝工(A)B300-H400CON蓋 118枚、街渠柵A 10箇所、2号排水工集水柵A、B 2箇所、舗装工A(車道部)639㎡、舗装工C(歩道部)347.5㎡、舗装工D(車道・バスレーン)202㎡、交通信号機移設改良工 2回、道路照明設備設置工 4基、他
②小口径汚水柵取付管取替工 2箇所、柵取付管撤去工 3箇所、人孔鉄蓋調整・取替工 2箇所、付帯工 一式
③DIP.NS(φ100)L=200m、DIP.NS(φ75)L=6m、DIP.K(φ100)L=8m、RRVP(φ75)L=4m、仕切弁.NS(φ100)4基、仕切弁.NS(φ75)2基
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 予定価格 78,618,750円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 対象工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述した技術等審査確認資料(以下「資料」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(特別簡易型)の工事である。

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事に係る入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- (3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。)がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、「(2)総合評価の方法」によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。(入札を辞退した者については、技術評価を行わない。)

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められ

るときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

ウ 入札価格が調査基準価格を下回った者は、次の要件を満たしていること。

(1) 評価点数の合計が、参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。

(2) 入札価格が調査基準価格の80%を下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

ア 技術評価の「標準点」を100点とする。また、「加算点」の満点は、10点とする。

イ 「加算点」の算出方法は、入札参加者のうち次の①、②の評価項目について「(3) 評価の基準」に基づき評価を行った結果、「評価点数」の合計値の最高の者に工事ごとに定めた満点を与え、他の者は、それぞれの「評価点数」の合計値に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

加算点 = (個々の「評価点数」の合計値 / 「評価点数」の合計値の最高点数) × 工事ごとに定めた満点

※加算点、評価値は少数第3位まで表示

①企業の技術力

②企業の信頼性・社会性

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合的な評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

評価値 = { (標準点 + 加算点) / 入札価格 } × 100,000,000

(3) 評価の基準

評価の基準の詳細は総合評価入札技術等審査確認資料作成要領を参照。

4 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年9月7日(水)～平成23年9月16日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年9月7日(水)～平成23年9月16日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

5 入札手続等

(1) ア 入札日時 平成23年10月5日(水) 午前9時

イ 入札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

(2) ア 開札日時 平成23年10月17日(月) 午前9時

イ 開札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号

ただし、開札場所等については変更する場合がある。

(3) ア 落札者決定日 平成23年10月18日(火)

ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 価格以外の評価結果の公表

価格以外の評価点を算定後、平成23年10月11日(火)に、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)で公表する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談

合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第307号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札（総合評価落札方式）を執行する。

平成23年9月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 合併（土木）22号
- (2) 工事名 ①道路改良工事（市道下曾根2247号線）
②（街路中-101）送・配水管添架工事
- (3) 工事場所 甲府市下曾根町地内
- (4) 工期 平成24年3月13日まで
- (5) 工事概要 ①道路改良工事 一式（L=53.5m、W=12.5m）、
護岸ブロック積工 一式、暫定護岸整形工 一式、仮設工
一式、附帯工 一式
②送水管
SSP（添架管）（φ200）L=39.5m、DIP.
NS（φ200）L=30.5m、DIP.NS
（φ150）L=2.5m、DIP.K（φ100）L=
3.0m、仕切弁.NS（φ200）2基、空気弁
（φ25）1基
配水管
SSP（添架管）（φ150）L=44.5m、DIP.
NS（φ150）L=24.0m、DIP.NS
（φ100）L=142.5m、DIP.K（φ100）
L=1.5m、RRVP（φ100）L=2.0m、SP
（泥吐管）（φ75）L=6.0m、仕切弁.NS
（φ150）4基、仕切弁.NS（φ100）5基、泥吐
弁（φ75）1基、空気弁（φ25）1基
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関
する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体
等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けら

れた工事である。

(6) 予定価格 92,204,700円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(7) 対象工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述した技術等審査確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）の工事である。

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事に係る入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。
なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争

入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、「(2) 総合評価の方法」によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。(入札を辞退した者については、技術評価を行わない。)

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者としてすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)に対して下回らないこと。

ウ 入札価格が調査基準価格を下回った者は、次の要件を満たしていること。

- (1) 評価点数の合計が、参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。
- (2) 入札価格が調査基準価格の80%を下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

ア 技術評価の「標準点」を100点とする。また、「加算点」の満点は、10点とする。

イ 「加算点」の算出方法は、入札参加者のうち次の①、②の評価項目について「(3) 評価の基準」に基づき評価を行った結果、「評価点数」の合計値の最高の者に工事ごとに定めた満点を与え、他の者は、それぞれの「評価点数」の合計値に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

加算点 = (個々の「評価点数」の合計値 / 「評価点数」の合計値の最高点数) × 工事ごとに定めた満点

※加算点、評価値は少数第3位まで表示

- ①企業の技術力
- ②企業の信頼性・社会性

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合的な評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

評価値 = { (標準点 + 加算点) / 入札価格 } × 100,000,000

(3) 評価の基準

評価の基準の詳細は総合評価入札技術等審査確認資料作成要領を参照。

4 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年9月7日(水)～平成23年9月16日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年9月7日(水)～平成23年9月16日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

5 入札手続等

- (1) ア 入札日時 平成23年10月5日(水) 午前9時5分
イ 入札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- (2) ア 開札日時 平成23年10月17日(月) 午前9時5分
イ 開札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、開札場所等については変更する場合がある。
- (3) ア 落札者決定日 平成23年10月18日(火)
ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 価格以外の評価結果の公表

価格以外の評価点を算定後、平成23年10月11日(火)に、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)で公表する。

9 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 請負契約書作成の可否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第308号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の3件の一般競争入札を執行する。

平成23年9月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) ア 入札番号 (舗装) 132号
- イ 工事名 舗装復旧工事(H23 愛宕町下条線外)
- ウ 工事場所 甲府市朝日一丁目・北口一丁目地内
- エ 工期 平成23年11月28日まで
- オ 工事概要 施工延長 L=86.0m、表層工 A=662㎡、基層工 A=662㎡、瀝青安定処理路盤工 A=662㎡、不陸整正工 A=662㎡、路面表示工 一式
- なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- カ 予定価格 10,143,000円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (2) ア 入札番号 (舗装) 136号

- イ 工事名 舗装工事（市道下曾根2202号線）
- ウ 工事場所 甲府市下曾根町地内
- エ 工期 平成24年1月27日まで
- オ 工事概要 施工延長 L=179.8m、施工幅員 W=4.0m、
表層工（t=0.03）A=363.57㎡、
表層工（t=0.05）A=737.31㎡、
上層路盤工（t=0.10）A=74.88㎡、
下層路盤工（t=0.25）A=74.88㎡、
不陸整正工 A=1,016.14㎡

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- カ 予定価格 10,909,500円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

- (3) ア 入札番号 (舗装) 137号
- イ 工事名 市道舗装工事（陣場線・元城屋本通り線）
- ウ 工事場所 甲府市湯村一・二丁目地内 外
- エ 工期 平成24年1月31日まで
- オ 工事概要 施工延長 L=783.0m、舗装打換え工 一式、区画線工 一式、構造物取壊し工 一式

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- カ 予定価格 19,866,000円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「舗装」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「舗装」の総合評定値（P）が650点以上であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事

経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年9月7日（水）～平成23年9月16日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

- ア 期 間 平成23年9月7日（水）～平成23年9月16日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
- イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年10月5日（水） 午前9時25分
- (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第309号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年9月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (舗装) 134号
(2) 工事名 都市計画道路築造工事(H23・北口1号線)
(3) 工事場所 甲府市丸の内1丁目・北口1丁目・朝日1丁目地内
(4) 工期 平成24年3月13日まで
(5) 工事概要 AS舗装工 A=570㎡、景観舗装工 A=1,289㎡、石張舗装工 A=198㎡、点字BR工 A=109㎡、排水構造物一式、修景施設工一式、車止ポスト工一式、附帯工一式

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 39,553,500円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「舗装」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「舗装」の総合評定値（P）が650点以上であるもの1者。
(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
(3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続し

た雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
(6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年9月7日（水）～平成23年9月16日（金）
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
(4) 申請書の受付期間及び場所
ア 期間 平成23年9月7日（水）～平成23年9月16日（金）
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年10月5日（水） 午前9時20分
(2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第310号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札（総合評価落札方式）を執行する。

平成23年9月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

(1) 入札番号 (電通) 138号

(2) 工事名 防災行政用無線（デジタル同報系）設備更新工事

(3) 工事場所 甲府市一円

(4) 工期 平成25年9月30日まで

(5) 工事概要 ・防災行政用無線（デジタル同報系）設備更新工事

1. 機器設備 2. 親局設備工事材料 3. 中継局設備工事材料 4. 再送信子局設備工事材料 5. 子局設備工事材料 6. 機器設備施工 7. 親局設備工事材料施工 8. 中継局設備工事材料施工 9. 再送信子局設備工事材料施工 10. 子局設備工事材料施工 11. 既設設備撤去費

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(6) 予定価格 857,640,000円

（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(7) 対象工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述した技術等審査確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型（Ⅱ））の工事である。

2 競争入札参加資格

次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

(1) 次の3者を構成員とする自主結成による特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）であること。

なお、本工事の入札に参加する企業体の代表構成員及び構成員は、本工事及び関連工事（（電通）139号「防災行政用無線（デジタル移動系）設備更新他工事」において、他の企業体の代表構成員及び構成員になることはできない。

ア 契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以後に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提示できる者で、甲府市における建設工事「電

気通信」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、直近の経営事項審査結果通知書の「電気通信」の総合評価値（P）が1, 200点以上であるもの1者と甲府市における建設工事「電気通信」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、甲府市内に本店を有するもの1者及び甲府市における建設工事「電気」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、甲府市に本店を有し、甲府市における入札参加資格「電気」の等級が「A」であるもの1者。

イ 企業体の各構成員は、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以後に、経営事項審査を受けている者で、直近の経営事項審査結果通知書を提出できる者であること。

ウ 企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大とする。また、構成員の出資比率の最小限度は、20%とする。

(2) 企業体の代表構成員が元請として、平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

(3) 企業体の代表構成員は、現在、当該工種に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有し、かつ、電波法第40条の規定に基づく第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技術士のいずれかの資格を有し、平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。（工事の施工にあたっては、企業体の各構成員が各々技術者を配置すること。）

代表構成員における配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

(4) 対象工事に対する次の施工計画が適正であること。

施工上配慮すべき事項

(5) 企業体の各構成員が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 企業体の各構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(7) 企業体の各構成員が、この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(8) 企業体の各構成員が、入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

(9) 企業体の各構成員が、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事

再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、「(2) 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。（入札を辞退した者については、技術評価を行わない。）

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

ウ 入札価格が調査基準価格を下回った者は、次の要件を満たしていること。

(1) 評価点数の合計が、参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。

(2) 入札価格が調査基準価格の80%を下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

ア 技術評価の「標準点」を100点とする。また、「加算点」の満点は、10点とする。

イ 「加算点」の算出方法は、入札参加者のうち次の①、②の評価項目について「(3) 評価の基準」に基づき評価を行った結果、「評価点数」の合計値の最高の者に工事ごとに定めた満点を与え、他の者は、それぞれの「評価点数」の合計値に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

加算点＝（個々の「評価点数」の合計値／「評価点数」の合計値の最高点数）×工事ごとに定めた満点

※加算点、評価値は少数第3位まで表示

①企業の技術力

②企業の信頼性・社会性

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合的な評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

評価値＝{（標準点＋加算点）／入札価格}×100,000,000

(3) 評価の基準

評価の基準の詳細は総合評価入札技術等審査確認資料作成要領を参照。

4 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年9月7日（水）～平成23年9月22日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）

- 午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書の受付期間及び場所
- ア 期 間 平成23年9月7日（水）～平成23年9月22日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時
- イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

5 入札手続等

- (1) ア 入札日時 平成23年10月11日（火） 午前10時
イ 入札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- (2) ア 開札日時 平成23年10月20日（木） 午前10時
イ 開札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、開札場所等については変更する場合がある。
- (3) ア 落札者決定日 平成23年10月21日（金）
ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、落札者決定までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 価格以外の評価結果の公表

価格以外の評価点を算定後、平成23年10月14日（金）に、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）で公表する。

9 その他

- (1) 入札保証金：免除

- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 契約の締結
- ア 対象工事の請負契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月1日条例第17号）に基づき、甲府市議会において議決に付す必要のある契約であるので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。
- イ 落札者（企業体の構成員を含む。）が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。この場合、仮契約期間中においては、仮契約を解除し本契約を締結しないものとする。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第311号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札（総合評価落札方式）を執行する。

平成23年9月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (電通) 139号
- (2) 工事名 防災行政用無線（デジタル移動系）設備更新他工事
- (3) 工事場所 甲府市一円
- (4) 工期 平成25年5月31日まで
- (5) 工事概要 ・ 防災行政用無線（デジタル移動系）設備更新他工事
1. 機器設備 2. マイクロ多重通信機器設備 3. 映像表

示機器設備 4. 高所監視カメラ機器設備 5. 統制局設備
工事材料 6. 中継局設備工事材料(帯那山中継局)
7. 中継局設備工事材料(高成中継局) 8. 中継局設備
工事材料(釈迦が岳中継局) 9. 半固定局設備工事材料
10. 機器設備施工 11. マイクロ多重通信機器設備施工
12. 映像表示機器設備施工 13. 高所監視カメラ機器設
備施工 14. 統制局設備工事材料施工 15. 中継局設備
工事材料施工(帯那山中継局) 16. 中継局設備工事材料
施工(高成中継局) 17. 中継局設備工事材料施工
(釈迦が岳中継局) 18. 半固定局設備工事材料施工

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関す
る法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及
び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工
事である。

(6) 予定価格 799,680,000円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(7) 対象工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述し
た技術等審査確認資料(以下「資料」という。)を受け付け、価格と価格以外
の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型(Ⅱ))
の工事である。

2 競争入札参加資格

次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受
けた者。

(1) 次の3者を構成員とする自主結成による特定建設工事共同企業体(以下「企
業体」という。)であること。

なお、本工事の入札に参加する企業体の代表構成員及び構成員は、本工事及
び関連工事(電通)138号「防災行政用無線(デジタル同報系)設備更新
工事)において、他の企業体の代表構成員及び構成員になることはできない。

ア 契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以後に経営事項
審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下「直近の経営事項審
査結果通知書」という。)を提示できる者で、甲府市における建設工事「電
気通信」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、直近の経営事項審査
結果通知書の「電気通信」の総合評価値(P)が1,200点以上であるも
の1者と甲府市における建設工事「電気通信」の競争入札参加資格の認定を
受けている者で、甲府市内に本店を有するもの1者及び甲府市における建設
工事「電気」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、甲府市に本店を
有し、甲府市における入札参加資格「電気」の等級が「A」であるもの1者。

イ 企業体の各構成員は、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終
了の日以後に、経営事項審査を受けている者で、直近の経営事項審査結果通
知書を提出できる者であること。

ウ 企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大とする。また、構成員の出資

比率の最小限度は、20%とする。

(2) 企業体の代表構成員が元請として、平成12年4月1日以降に完成、引き渡
し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、
企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

(3) 企業体の代表構成員は、現在、当該工種に関する監理技術者資格者証及び監
理技術者講習終了証を保有し、かつ、電波法第40条の規定に基づく第一級総
合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特
殊無線技士のいずれかの資格を有し、平成12年4月1日以降に監理技術者、
主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施
工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申
し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。)
がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。(工事の施工にあ
たっては、企業体の各構成員が各々技術者を配置すること。)

代表構成員における配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等
の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

(4) 対象工事に対する次の施工計画が適正であること。

施工上配慮すべき事項

(5) 企業体の各構成員が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第
167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 企業体の各構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平
成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」と
いう。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(7) 企業体の各構成員が、この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工
事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日
が含まれている者でないこと。

(8) 企業体の各構成員が、入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡り
を出した者でないこと。

また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年
を経過していること。

(9) 企業体の各構成員が、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更
生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事
再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の
決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」を
もって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、「(2)総合評価の方法」
によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とす
る。(入札を辞退した者については、技術評価を行わない。)

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき
者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなさ

れない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

ウ 入札価格が調査基準価格を下回った者は、次の要件を満たしていること。

(1) 評価点数の合計が、参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。

(2) 入札価格が調査基準価格の80%を下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

ア 技術評価の「標準点」を100点とする。また、「加算点」の満点は、10点とする。

イ 「加算点」の算出方法は、入札参加者のうち次の①、②の評価項目について「(3) 評価の基準」に基づき評価を行った結果、「評価点数」の合計値の最高の者に工事ごとに定めた満点を与え、他の者は、それぞれの「評価点数」の合計値に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

加算点 = (個々の「評価点数」の合計値 / 「評価点数」の合計値の最高点数) × 工事ごとに定めた満点

※加算点、評価値は少数第3位まで表示

①企業の技術力

②企業の信頼性・社会性

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合的な評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

評価値 = { (標準点 + 加算点) / 入札価格 } × 100,000,000

(3) 評価の基準

評価の基準の詳細は総合評価入札技術等審査確認資料作成要領を参照。

4 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年9月7日(水)～平成23年9月22日(木)

(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年9月7日(水)～平成23年9月22日(木)

(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

5 入札手続等

(1) ア 入札日時 平成23年10月11日(火) 午前10時5分

イ 入札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

(2) ア 開札日時 平成23年10月20日(木) 午前10時5分

イ 開札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、開札場所等については変更する場合がある。

(3) ア 落札者決定日 平成23年10月21日(金)

ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、落札者決定までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 価格以外の評価結果の公表

価格以外の評価点を算定後、平成23年10月14日(金)に、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)で公表する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 契約の締結

ア 対象工事の請負契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年4月1日条例第17号)に基づき、甲府市議会において議決に付す必要のある契約であるので、議決があるまでの間は仮契

約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。
 イ 落札者（企業体の構成員を含む。）が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。この場合、仮契約期間中にあるは、仮契約を解除し本契約を締結しないものとする。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
 入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第312号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成23年9月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|--------|---|
| 1 書類名 | 甲府市国民健康保険料納入通知書 |
| 2 発送日 | 平成23年8月1日 |
| 3 項目 | 平成23年度国民健康保険料2期～9期分 |
| 4 納期限 | 平成23年8月31日
（納期限を平成23年9月30日に再指定）
平成23年9月30日 平成23年10月31日
平成23年11月30日 平成24年1月4日
平成24年1月31日 平成24年2月29日
平成24年4月2日 |
| 5 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
㈱ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課 |

甲府市市民生活部市民生活総室国民健康保険課
 総合行政窓口センター

- 6 納付義務者 別紙のとおり（5件）

（別紙省略）

甲府市告示第313号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年9月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
 甲府市音羽町3862番1、3862番2、3863番1から
 3863番5まで、3873番2から3873番6まで
 以上12筆

- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲府市貢川本町4番19号
 大和ハウス工業株式会社 山梨支店
 支配人 成田 誠

（別添図省略）

甲府市告示第314号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年9月9日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 税 目 平成23年度市民税・県民税
- 2 書類名 上記納税通知書
- 3 発送日 平成23年7月20日
- 4 納期限 第2期 平成23年 8月31日
(納期限を平成23年9月26日に延長)
第3期 平成23年10月31日
第4期 平成24年 1月31日
- 5 納付場所 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局
コンビニエンスストア
甲府市税務部収納管理室収納課
総合行政窓口センター
- 6 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 7 保管場所 甲府市税務部税務総室市民税課

(別紙省略)

甲府市告示第315号

次の国民健康保険被保険者証は、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成23年9月9日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

(別紙省略)

甲府市告示第316号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により広告物等を保管したので、同条第2項の規定により別紙のとおり公告する。

平成23年9月13日

甲府市長 宮 島 雅 展

(別紙省略)

甲府市告示第317号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年9月13日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上今井町字宮北2569番3、2569番4
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上今井町2569番地
雨 宮 貴 美 彦

甲府市告示第318号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年9月15日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市川田町字正里
482番2から482番8まで
以上7筆及び水
- 2 公共施設の種類の種類、位置

公共施設の種類の種類	水路
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市川田町940番地4
今 村 宗 一

(別添図省略)

甲府市告示第319号

地方自治法第219条第2項の規定により、平成23年9月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成23年9月15日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 平成23年度甲府市一般会計補正予算（第3号）
- 2 平成23年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 3 平成23年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 平成23年度甲府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 平成23年度甲府市病院事業会計補正予算（第1号）

平成23年9月14日 原案可決

(別紙省略)

甲府市告示第320号

農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成23年9月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 縦覧場所

甲府市増坪町791番地1

甲府市産業部農林振興室農業振興課（農業センター内）

甲府市告示第321号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成23年9月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

(別紙省略)

甲府市告示第322号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札（総合評価落札方式）を執行する。

平成23年9月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (土木) 146号
- (2) 工事名 都市計画道路築造工事（H23・武田神社前通り線外）
- (3) 工事場所 甲府市北口二丁目地内
- (4) 工期 平成24年3月13日まで
- (5) 工事概要 施工延長 L=306.0m、道路築造工 L=212.0m、歩道舗装工 A=1,795㎡、自転車道舗装工 A=516㎡、植栽帯工 一式、電線共同溝工 L=110.1m
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 予定価格 108,118,500円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 対象工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述した技術等審査確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型（I））の工事である。

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事に係る入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

(3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 対象工事に対する工程表が適正であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (8) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、「(2) 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。（入札を辞退した者については、技術評価を行わない。）

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするところがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

ウ 入札価格が調査基準価格を下回った者は、次の要件を満たしていること。

(1) 評価点数の合計が、参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。

(2) 入札価格が調査基準価格の80%を下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

ア 技術評価の「標準点」を100点とする。また、「加算点」の満点は、10点とする。

イ 「加算点」の算出方法は、入札参加者のうち次の①、②の評価項目について「(3) 評価の基準」に基づき評価を行った結果、「評価点数」の合計値の最高の者に工事ごとに定めた満点を与え、他の者は、それぞれの「評価点数」の合計値に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

加算点＝（個々の「評価点数」の合計値／「評価点数」の合計値の最高点数）×工事ごとに定めた満点

※加算点、評価値は少数第3位まで表示

①企業の技術力

②企業の信頼性・社会性

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合的な評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

評価値＝{（標準点＋加算点）／入札価格}×100,000,000

(3) 評価の基準

評価の基準の詳細は総合評価入札技術等審査確認資料作成要領を参照。

4 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年9月22日（木）～平成23年10月4日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年9月22日（木）～平成23年10月4日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

5 入札手続等

(1) ア 入札日時 平成23年10月20日（木） 午前11時

イ 入札場所 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室

甲府市相生二丁目17番1号

- (2) ア 開札日時 ただし、入札場所等については変更する場合がある。
 イ 開札場所 平成23年10月31日(月) 午前11時
 甲府市役所相生仮本庁舎 1号館3階 入札室
 甲府市相生二丁目17番1号
 ただし、開札場所等については変更する場合がある。
- (3) ア 落札者決定日 平成23年11月1日(火)
 ただし、低入札価格調査等により延期する場合がある。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 価格以外の評価結果の公表

価格以外の評価点を算定後、平成23年10月25日(火)に、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)で公表する。

9 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
 入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年9月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 合併(土木)23号
- (2) 工事名 ①歩道改良工事(市道 高畑西条線)
 ②下水道改良工事(その1)
- (3) 工事場所 甲府市高畑二丁目地内外
- (4) 工期 平成24年3月30日まで
- (5) 工事概要 ①施工延長 L=199.0m
 ・排水構造物工
 側溝工 一式、集水榭工 一式、縁石工 一式、付帯工 一式
 ・舗装工
 車道舗装工 一式、歩道舗装工 一式、区画線工 一式、付帯工 一式
 ②人孔鉄蓋調整・取替工 14箇所、点検口上部調整・取替工 8箇所、点検口取替工 1箇所、小口径汚水榭取付管取替工 1箇所
 なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 予定価格 54,316,500円
 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員とし

ての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

(3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。)がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年9月22日(木)～平成23年10月4日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年9月22日(木)～平成23年10月4日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号

電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成23年10月20日(木) 午前11時5分

(2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することが

- あり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第324号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年9月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 合併（土木）24号
- (2) 工事名 ①道路築造工事（23・5-30号線外）
②（配区-12）配水管布設工事
- (3) 工事場所 甲府市宝一丁目地内
- (4) 工期 平成24年2月29日まで
- (5) 工事概要 ①施工延長 L=120.3m、自由勾配側溝工 300型：
L=78.1m、400型横断：L=3.5m、500型：
L=15.0m、舗装工 A=218㎡、下水道管布設工
φ200：L=37.0m、φ300：L=43.0m、
人孔設置工（1号）4箇所、公設柵設置工 5箇所
②DIP.NS（φ75）L=4m、DIP.K（φ75）
L=6m、RRVP（φ75）L=25m、仕切弁.NS
（φ75）1基

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 13,171,200円
（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提示できる者で、甲府市にお

ける入札参加資格「土木一式」の等級が「B」であるもの1者又は「C」であるもの1者。

- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年9月22日（木）～平成23年10月4日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書の受付期間及び場所
ア 期間 平成23年9月22日（木）～平成23年10月4日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時

イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年10月20日(木) 午前11時10分
(2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
(3) 請負契約書作成の要否：要
(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

- (6) 現場説明会は行わない。
(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第325号

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年9月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (土木) 150号
(2) 工事名 側溝改良工事(23-5)
(3) 工事場所 甲府市湯村三丁目地内 外2箇所
(4) 工期 平成24年3月13日まで
(5) 工事概要
1号箇所(湯村三丁目)
施工延長 L=126.1m、自由勾配側溝工 L=124.5m、集水樹設置工 N=2基、付帯工 一式
2号箇所(千塚三丁目)
施工延長 L=60.0m、自由勾配側溝工 L=58.5m、集水樹設置工 N=2基、付帯工 一式
3号箇所(屋形三丁目)
施工延長 L=23.0m、自由勾配側溝工 L=16.0m、集水樹設置工 N=3基、付帯工 一式
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
(6) 予定価格 10,458,000円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終

了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提示できる者で、甲府市における入札参加資格「土木一式」の等級が「B」であるもの1者又は「C」であるもの1者。

(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

(3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成23年9月22日（木）～平成23年10月4日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書の受付期間及び場所

ア 期間 平成23年9月22日（木）～平成23年10月4日（火）

（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成23年10月20日（木） 午前11時15分

(2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）

- は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第326号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年9月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (管) 153号
(2) 工事名 上九の湯ふれあいセンター給湯配管他改修工事
(3) 工事場所 甲府市古閑町1, 174番地
(4) 工期 平成24年1月13日まで
(5) 工事概要 給湯配管他改修工事(125HTVP他)一式
(6) 予定価格 15,290,100円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「管」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市における入札参加資格「管」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込み

を行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年9月22日（木）～平成23年10月4日（火）
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書の受付期間及び場所
ア 期 間 平成23年9月22日（木）～平成23年10月4日（火）
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年10月20日（木） 午前11時40分
(2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年9月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (舗装) 154号
- (2) 工事名 舗装補修工事(23-2)
- (3) 工事場所 甲府市中央一丁目地内 外
- (4) 工期 平成24年2月15日まで
- (5) 工事概要 施工面積 A=1,609.00㎡、舗装打換え工 一式、路面切削工 一式、区画線工 一式、道路付属構造物工 一式

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 14,605,500円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「舗装」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「舗装」の総合評定値（P）が650点以上であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
 - (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成23年9月22日（木）～平成23年10月4日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時
 - (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
 - (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
 - (4) 申請書の受付期間及び場所
 - ア 期間 平成23年9月22日（木）～平成23年10月4日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時
 - イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成23年10月20日（木） 午前11時45分
 - (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第328号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年9月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (水道施設) 156号
- (2) 工事名 上積翠寺町洞簡易水道浄水設備設置工事
- (3) 工事場所 甲府市上積翠寺町地内
- (4) 工期 平成24年1月31日まで
- (5) 工事概要 機器据付工 一式、電気計装設備工 一式、配管布設工 一式、基礎工 一式、付帯工 一式
- (6) 予定価格 12,764,850円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市における建設工事「水道施設」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市長の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「水道施設」の総合評定値（P）が50.0点以上であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。
なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年9月22日（木）～平成23年10月4日（火）
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
 - (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
 - (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
 - (4) 申請書の受付期間及び場所
ア 期 間 平成23年9月22日（木）～平成23年10月4日（火）
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- ## 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成23年10月20日（木） 午前11時55分
 - (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定によ

り定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第329号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年9月22日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市里吉二丁目387番2
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市里吉二丁目1番36号

小林今朝男

甲府市告示第330号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成23年9月26日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

(別紙省略)

甲府市告示第331号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年9月26日

甲府市長 宮島雅展

- 1 施行者の名称
甲府市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
甲府都市計画道路事業 3・3・1号 和戸町竜王線（中央四丁目工区）
- 3 事業計画
イ 事業地
(1) 収用の部分
山梨県甲府市中央四丁目、中央五丁目及び相生二丁目地内
(2) 使用の部分
なし
ロ 設計の概要
起点：山梨県甲府市中央五丁目375番地先
終点：山梨県甲府市相生二丁目58番地先
延長：399m

幅員： 22m

その他別添の設計の概要を表示する図書のとおり。

ハ 事業施行期間

自 平成23年 8月25日

至 平成29年 3月31日

4 縦覧場所 甲府市都市建設部計画指導室都市整備課

甲府市告示第332号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年9月26日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市酒折一丁目2046番12、2052番、2052番2、2053番1、2053番5、2217番4、2217番19、2217番20
以上8筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市上石田一丁目7番14号
株式会社やさしい手甲府
代表取締役社長 根津 宏次

甲府市告示第333号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり甲府市山宮町土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同法第29条第2項の規定により告示する。

平成23年9月28日

甲府市長 宮 島 雅 展

氏 名	住 所
秋 山 清 治	甲府市山宮町5011番地3
井 上 清 文	甲府市山宮町2734番地
鷹 野 弥 生	甲府市山宮町5010番地12

坪 川 正 秀	甲府市山宮町2738番地
坪 川 安 典	甲府市山宮町2899番地
永 田 茂 富	甲府市山宮町64番地
福 島 豊 子	甲府市山宮町86番地

甲府市告示第334号

地方公務員法第58条の2第3項の規定に基づき、平成22年度の人事行政の運営状況を、甲府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、別紙のとおり公表する。

平成23年9月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

(別紙省略)

甲府市告示第335号

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示をする。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成23年9月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|---|
| 1 書類名 | 平成23年度国民健康保険料第1期分督促状
平成23年度国民健康保険料過年第4期分督促状
平成22年度国民健康保険料第7～9期分督促状 |
| 2 発送日 | 平成23年8月31日 平成23年2月28日
平成23年3月28日 平成23年4月28日 |
| 3 納付場所 | 甲府市指定金融機関 甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市市民生活部市民生活総室国民健康保険課
各総合行政窓口センター |
| 4 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |

5 保管場所 甲府市税務部収納管理室収納課 (別紙省略)

甲府市告示第336号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項に規定する連担建築物設計を次のとおり認定したので、同条第8項の規定により公告する。

その計画書は、都市建設部計画指導室建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成23年9月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 対象区域 甲府市上今井町字宮北2051番1の一部、2051番2
2051番2先
- 2 対象区域面積 1,444.99㎡

甲府市告示第337号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び第54条の2第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示する。

平成23年9月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 介護保険事業所番号 1990100347
- 2 事業所の名称 デイサービスセンターあい
- 3 事業所の所在地 甲府市天神町4番7号
- 4 当該事業所の申請者 甲府市天神町4番7号
有限会社 オオノ
代表取締役 渡邊 敬子
- 5 サービスの種類 認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護
- 6 指定年月日 平成23年10月1日

教育委員会

甲府市入学準備金融資産条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年9月22日

甲府市教育委員会
委員長 齋 藤 章

甲府市教育委員会規則第12号

甲府市入学準備金融資産条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市入学準備金融資産条例施行規則（昭和62年12月教委規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表高等学校等の項中「48月」を「84月」に改め、「（元利均等月賦償還とし、償還期間内において1年間の据置期間を設けることができる。）」を削り、同表大学等の項中「96月」を「120月」に改め、「（元利均等月賦償還とし、償還期間内において1年間の据置期間を設けることができる。）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の甲府市入学準備金融資産条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る融資について適用し、同日前の申請に係る融資については、なお従前の例による。

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第99号

平成23年9月1日現在の選挙人名簿について、地方自治法第76条、第80条、第81条、第86条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙人名簿に登録されている者の総数の1/3の数及び地方自治法第74条、第75条に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項、第4条の2第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成23年9月2日

甲府市選挙管理委員会
委員長 山田 泰良

- 1/3の数 52,659人
- 1/50の数 3,160人
- 1/6の数 26,330人

甲府市選挙管理委員会告示第100号

平成23年4月24日執行の甲府市議会議員一般選挙における公職選挙法第189条の規定による候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告の要旨を次のとおり公表する。

平成23年9月2日

甲府市選挙管理委員会
委員長 山田 泰良

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成23年4月24日執行 甲府市議会議員一般選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 4,680,500円
- 報告書の要旨

甲府市選挙管理委員会告示第101号

土地改良法第23条第3項及び同法施行令第6条第3項及び第4項の規定により、玉諸土地改良区総代総選挙を、次のとおり執行する。

平成23年9月26日

甲府市選挙管理委員会
委員長 山田 泰良

- 選挙の期日 平成23年10月3日(月)
- 投票の時間 午前9時から午後3時まで
- 選挙すべき総代の数

選挙区	総代の数
1	5人
2	5人
3	2人
4	5人
5	5人
6	6人
7	5人
合計	33人

甲府市選挙管理委員会告示第102号

土地改良法施行令第8条第7項の規定により、平成23年10月3日執行の玉諸土地改良区総代総選挙における選挙長、その職務を代理すべき者及び選挙立会人を別紙のとおり選任する。

平成23年9月26日

甲府市選挙管理委員会
委員長 山田 泰良

(別紙省略)

甲府市選挙管理委員会告示第103号

平成23年10月3日執行の玉諸土地改良区総代総選挙における投票用紙を、次のとおり定める。

平成23年9月26日

甲府市選挙管理委員会
委員長 山田 泰良

こうほしやしめい 候補者氏名	注 意
	平成二十三年十月三日執行 玉諸土地改良区総代総選挙
	一、候補者の氏名は欄内に一人書くこと。 二、候補者でない者の氏名は書かないこと。
	甲府市選 挙管理委 員会之印

備考

- 1 投票用紙の地色はクリーム色とし、黒インクで印刷するものとする。
- 2 甲府市選挙管理委員会之印は、刷込式とする。

農業委員会

甲府市農業委員会告示第9号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会9月定例総会を、平成23年9月30日午後3時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成23年9月26日

甲府市農業委員会会長 塩野 陽一

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成23年10月告示分農用地利用集積計画について
- 3 平成24年度甲府市農業行政施策に関する建議書について
- 4 甲府市農業賞被表彰候補者について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第8号

甲府市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成23年9月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理人
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

甲府市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程
甲府市水道事業給水条例施行規程（平成10年2月管理規程第1号）の一部を
次のように改正する。

第20条の2中「第2項第2号」を「第4項」に改め、「中道水道」を「中道
地区」に改める。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

甲府市上下水道局告示第46号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条にかかわる甲府市下水道
工事指定店として、次の工事施工業者を指定したので、甲府市下水道工事指定店
規程（平成19年4月1日規程第30号）第11条の規定により告示する。

平成23年9月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理人
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

指定年月日	平成23年9月1日
指定番号	第336号
指定店名	平賀設備
所在地	甲府市上条新居町168
代表者氏名	平賀 利男

甲府市上下水道局告示第47号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定
給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者
規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

平成23年9月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理人
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

指定番号	第370号
指定業者名	平賀設備
所在地	山梨県甲府市上条新居町168
代表者	平賀 利男

甲府市上下水道局告示第48号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則
（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入
札を執行する。

平成23年9月7日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (土木) 110062号
(2) 工事名 (老朽-4) 配水管布設替工事
(3) 工事場所 甲斐市天狗沢・牛匂地内(敷島団地東通り)
(4) 工期 平成24年3月5日まで
(5) 工事概要 D I P . N S (φ 1 5 0) L = 8 . 5 m、D I P . N S (φ 1 0 0) L = 4 6 3 m、D I P . K (φ 1 5 0) L = 2 . 5 m、D I P . K (φ 1 0 0) L = 3 m、R R V P (φ 7 5) L = 4 m、R R V P (φ 5 0) L = 7 m、S S P (φ 5 0) L = 1 6 m、P P (φ 2 5) L = 1 m、仕切弁・N S (φ 1 5 0) 1 基、仕切弁・N S (φ 1 0 0) 1 2 基、仕切弁 (φ 5 0) 3 基、消火栓 (φ 7 5) 1 基、空気弁 (φ 2 5) 1 基、水抜栓 (φ 2 5) 7 基、不断水簡易仕切弁 (φ 1 5 0) 1 基、不断水簡易仕切弁 (φ 1 0 0) 1 基
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
(6) 予定価格 31,281,600円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 給水区域内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「土木一式」の総合評定値(P)が640点以上であるもの1者。
(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
(3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常

的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。)がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
(6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年9月7日(水)～平成23年9月16日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
(4) 申請書の受付期間及び場所
ア 期間 平成23年9月7日(水)～平成23年9月16日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年10月5日(水) 午前9時10分
(2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容及び適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又は、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第49号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法第9条の規定に基づき、次のとおり公告する。

その関係図面は、平成23年9月16日から2週間当市上下水道局工務部工務総室管理計画課事務室に備え置いて縦覧に供する（土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）。

平成23年9月16日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
平成23年10月1日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
山宮町の一部区域
- 3 供用を開始する排水施設の位置
甲府市上下水道局工務部工務総室管理計画課に備え置く図面のとおりに
- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式

甲府市上下水道局告示第50号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年9月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (土木) 110073号
- (2) 工事名 (老朽-3) 配水管布設替工事
- (3) 工事場所 甲府市湯田二丁目地内（JR南甲府駅の北）
- (4) 工期 平成24年3月13日まで
- (5) 工事概要 DIP: NS (φ250) L=235.5m、DIP: NS (φ150) L=14m、DIP: NS (φ100) L=

28. 5m、DIP. K (φ250) L=2m、DIP. K (φ150) L=1m、DIP. K (φ100) L=6. 5m、SSP (φ50) L=1. 5m、仕切弁. NS (φ250) 4基、仕切弁. NS (φ150) 1基、仕切弁. NS (φ100) 4基、消火栓 (φ75) 2基、不断水簡易仕切弁 (φ300) 1基、不断水簡易仕切弁 (φ150) 1基、水抜栓 (φ25) 1基

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(6) 予定価格 34,069,350円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者でないこと。

(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年9月22日（木）～平成23年10月4日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成23年9月22日（木）～平成23年10月4日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年10月20日（木） 午前11時25分
- (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第51号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年9月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

(1) 入札番号 (土木) 110074号

(2) 工事名 (老朽-5) 配水管布設替工事

(3) 工事場所 甲府市西田町地内（相川大橋の南）

(4) 工期 平成24年3月13日まで

(5) 工事概要 DIP. NS (φ300) L=164.5m、DIP. NS (φ250) L=10m、DIP. NS (φ100) L=13m、DIP. K (φ300) L=7.5m、DIP. K (φ250) L=3m、RRVP (φ75) L=2.5m、仕切弁. NS (φ300) 5基、仕切弁. NS (φ250) 1基、仕切弁. NS (φ100) 2基、消火栓 (φ75) 1基、空気弁 (φ25) 1基、水抜栓 (φ25) 2基、不断水簡易仕切弁 (φ300 12B) 2基

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(6) 予定価格 46,848,900円

（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

(1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。

(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

(3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれていないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成23年9月22日（木）～平成23年10月4日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期 間 平成23年9月22日（木）～平成23年10月4日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時
- イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成23年10月20日（木） 午前11時30分
- (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第52号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年9月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (土木) 110076号
(2) 工事名 (ブー4) 配水管布設替工事
(3) 工事場所 甲府市川田町地内(県立青少年センターの北)
(4) 工期 平成24年2月29日まで
(5) 工事概要 DIP. NS (φ150) L=151.5m、DIP. K (φ150) L=3m、RRVP (φ150) L=109.5m、仕切弁. NS (φ150) 2基、仕切弁 (φ150) 1基

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 12,280,800円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、入札参加資格「土木一式」の等級が「B」であるもの1者又は「C」であるもの1者。
(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
(3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事((2)に掲げる工事等)への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。)がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年9月22日(木)～平成23年10月4日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
(4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成23年9月22日(木)～平成23年10月4日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年10月20日(木) 午前11時35分
(2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の可否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第53号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成23年9月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (土木) 130037号
- (2) 工事名 下水道改良工事（管渠更新H23-1）
- (3) 工事場所 甲府市丸の内一丁目・二丁目地内
- (4) 工期 平成24年1月31日まで
- (5) 工事概要 施工延長 L=30.7m、管更生工（製管工法・既設管径φ1,200）L=28.5m、付帯工 一式
※適用工法については、公的機関の審査証明を得ている製管工法とする。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 11,203,500円
（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 管更生工法【複合管／製管工法（公的機関の審査証明を取得している技術）】の専門技術を取得した作業責任者を常駐させ、その業務に従事させられること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当

しない者であること。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (8) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年9月22日（木）～平成23年10月4日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期 間 平成23年9月22日（木）～平成23年10月4日（火）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）
午前9時～午後5時
 - イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成23年10月20日（木） 午前11時20分
- (2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に

相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
- (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第54号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入

札を執行する。

平成23年9月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (舗装) 110068号
(2) 工事名 (路-2) 路面復旧工事
(3) 工事場所 甲府市下今井町地内(甲府市南部市民センターの東)他2箇所
(4) 工期 平成24年1月13日まで
(5) 工事概要 施工延長 L=240.0m、表層工(t=5cm) A=1,376.0㎡、基層工(t=5cm) A=302.0㎡(夜間)、瀝青安定処理工(t=10cm) A=302.0㎡(夜間)、不陸整正工(3㎡/100㎡) A=1,376.0㎡、区画線工 一式

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 10,038,000円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「舗装」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書(以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。)を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「舗装」の総合評定値(P)が650点以上であるもの1者。
(2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。(ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
(3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事((2)に掲げる工事等)への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。)がある者1名を対象工事に配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下

水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
(6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
(7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成23年9月22日(木)~平成23年10月4日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時~午後5時
(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
(4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成23年9月22日(木)~平成23年10月4日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時~午後5時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年10月20日(木) 午前11時50分
(2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金

額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 請負契約書作成の要否：要

(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

任免辞令

(市長事務部局)

三 村 泉

技術職員に採用する

看護師を命ずる

市立甲府病院看護部技師を命ずる

以 上 発 令 日 平成23年 9月 1日

--	--